

社会福祉法人 渋民保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋民保育園（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及び定款細則第7条の規定に基づき、役員等の報酬・出張旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事会出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬を支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第7条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合も、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合も、別表1により報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第9条 苦情解決第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情解決第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合も、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第10条 役員、評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給)

第12条 支給の方法については、出席の都度、支給する。

2 支給の形態については、現金払いとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除するべき場合は、控除して支給する。

4 複数回の報酬が支給される場合には、翌月に一括して支払うことができる。

(役員等の職務証跡)

第 12 条 役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(改正)

第 13 条 本規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する
平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

役員報酬 別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬等	8,000 円
評議員報酬	8,000 円
評議員選任・解任委員報酬	8,000 円
苦情解決第三者委員報酬	5,000 円

勤務報酬 別表 2

名称	報酬
理事長等業務報酬	8,000 円
理事・監事業務報酬	8,000 円

出張旅費 別表 3

交通費（車賃）	1 kmあたり 30 円
日当	県内出張 10,000 円
	半日 5,000 円
	県外出張 15,000 円
宿泊費	県内出張 15,000 円
	県外出張 20,000 円